

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、申請により国民健康保険税（以下「国
保税」といいます。）の減免を受けることができます。

1 国保税の減免の対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **国保税を全額免除**
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」といいます。）の減少(※)が見込まれる世帯 ⇒ **国保税の一部を減額**

※具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について次の全てに該当すること

- (1) 事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2) 前年の所得金額が1,000万円以下であること
(3) 減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○ **国保税の減免額は減額対象国保税額 (A×B/C) に減額割合 (D) をかけた金額です。**

減額対象の国保税額 (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した国保税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C: 世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減額割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、その主たる生計維持者の前年の合計所得金額に関わらず、減額対象国保税額に減額割合（10分の10）を乗じた額を減額します。

【減免額の計算例1】

主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が令和元年の200万円から3割以上減少が見込まれ、世帯全員の令和元年の合計所得金額は250万円で、令和2年度国保税額が35万円の場合

$$350,000円(A) \times 2,000,000円(B) / 2,500,000円(C) \times 10/10(D) = 280,000円(減免額)$$

⇒ 令和2年度国保税額 350,000円
減免額(80%) 280,000円
減免後の国保税額 70,000円

【減免額の計算例2】

主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が令和元年の390万円から3割以上減少が見込まれ、世帯全員の令和元年の合計所得金額は570万円で、令和2年度国保税額が68万円の場合

$$680,000円(A) \times 3,900,000円(B) / 5,700,000円(C) \times 8/10(D) = 372,210円(減免額)$$

⇒ 令和2年度国保税額 680,000円
減免額(約55%) 372,210円(1円未満切捨て)
減免後の国保税額 307,790円(100円未満切捨て)

2 減免の対象 令和2年2月1日から令和3年3月31日までを納期限とする国保税

減免についての詳しい内容や様式等は、市公式ウェブサイトに掲載しています。

 米原市役所(近江庁舎) 保険課 TEL: 0749-52-6922


新型コロナウイルス感染症の影響により事業等の収入に相当の影響があり、市税の納付が困難な方に対する徴収猶予の特例制度もあります。

【市税の猶予の対象となる方】 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)に事業等(給与収入を含む)の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に市税等の納付が困難な方

【対象となる期間】 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税等について1年間納付の猶予を受けることができます(無担保・延滞金なし)。

【申請手続き】 令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書と収入等がわかる資料を提出してください。

徴収猶予についての詳しい内容や様式等は、市公式ウェブサイトに掲載しています。

 米原市役所(近江庁舎) 収納対策課 TEL: 0749-52-3189